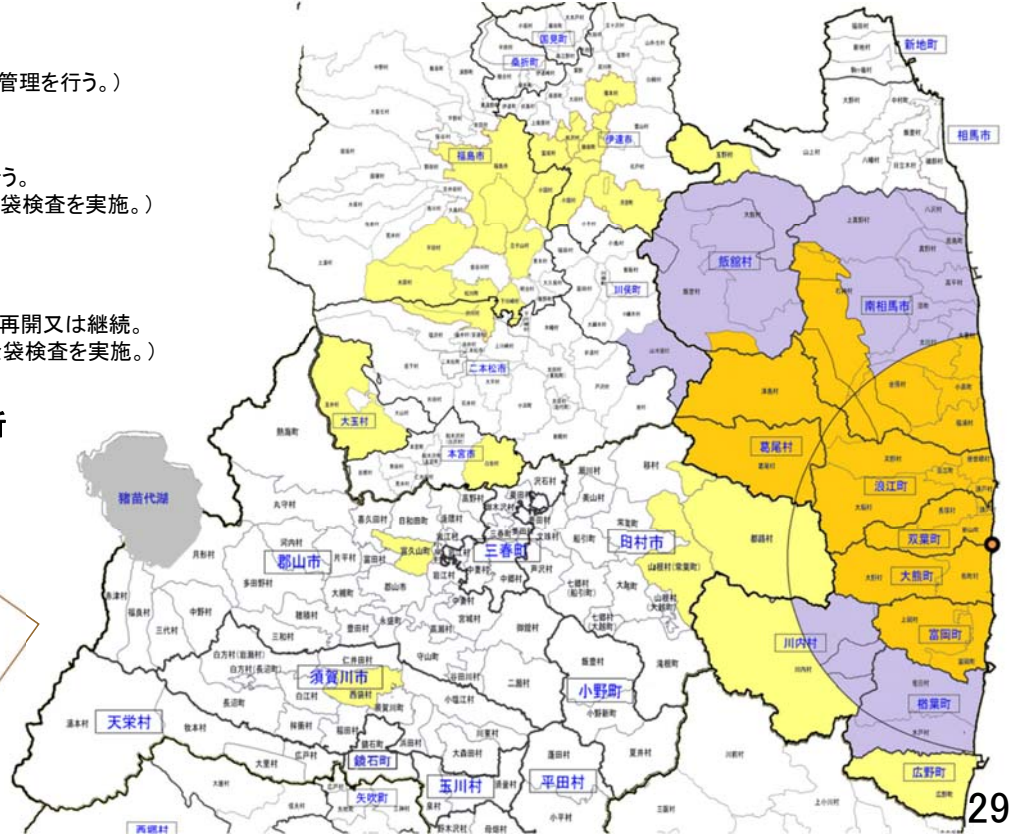


平成25年産稲の作付制限等の対象区域

(この他、宮城県栗原市(旧沢辺村)が全量生産出荷管理)

- 作付制限**
 作付しない。
 (可能な範囲で試験栽培や保全管理を行う。)
- 作付再開準備**
 作付再開に向けて実証栽培を行う。
 (管理計画の下で、全量管理・全袋検査を実施。)
- 全量生産出荷管理**
 吸収抑制対策を実施して作付を再開又は継続。
 (管理計画の下で、全量管理・全袋検査を実施。)
- 福島第一原子力発電所**



各品目の対応 (3) 畜産物

畜産物の安全確保

- ① 基準値に対応した飼養管理の徹底
- ② 放射性物質検査
- ③ 検査結果に応じて出荷制限

により安全確保。

31

基準値に対応した飼養管理(1)

食肉や牛乳が基準値(食肉100 Bq/kg、牛乳50 Bq/kg)を超える放射性セシウムを含まないよう、飼料の暫定許容値を設定

	新暫定許容値(Bq/kg)
牛	100
豚	80
鶏	160
養殖魚	40

32

基準値に対応した飼養管理(2)

1. 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)を給与するなどの適切な飼養管理の徹底
2. 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進
3. 代替飼料確保の支援



33

畜産物の放射性物質検査

■ 放射性物質検査の体制

① 牛肉

7県(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉)では、3ヵ月に1度、全戸検査を実施。

特に、このうち4県(岩手、宮城、福島、栃木)については、一部の農家について出荷に当たり全頭検査を実施。

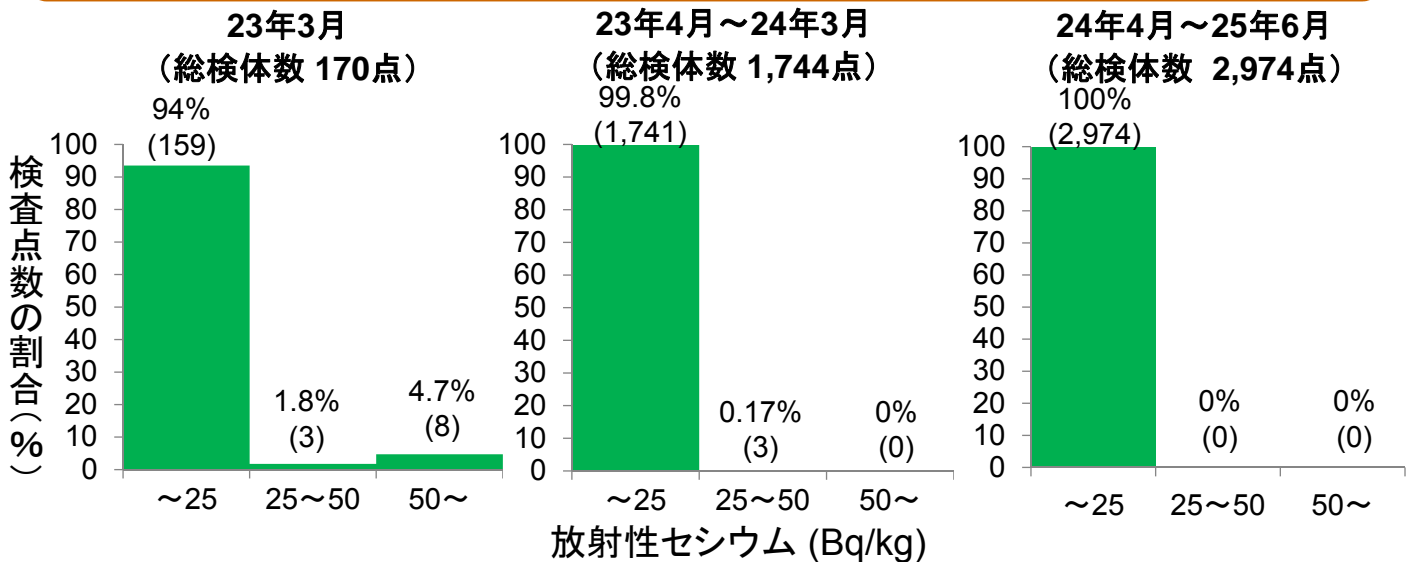
② 乳の検査頻度

6県(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬)では、2週間に1度検査。

34

原乳の検査結果（～平成25年6月）

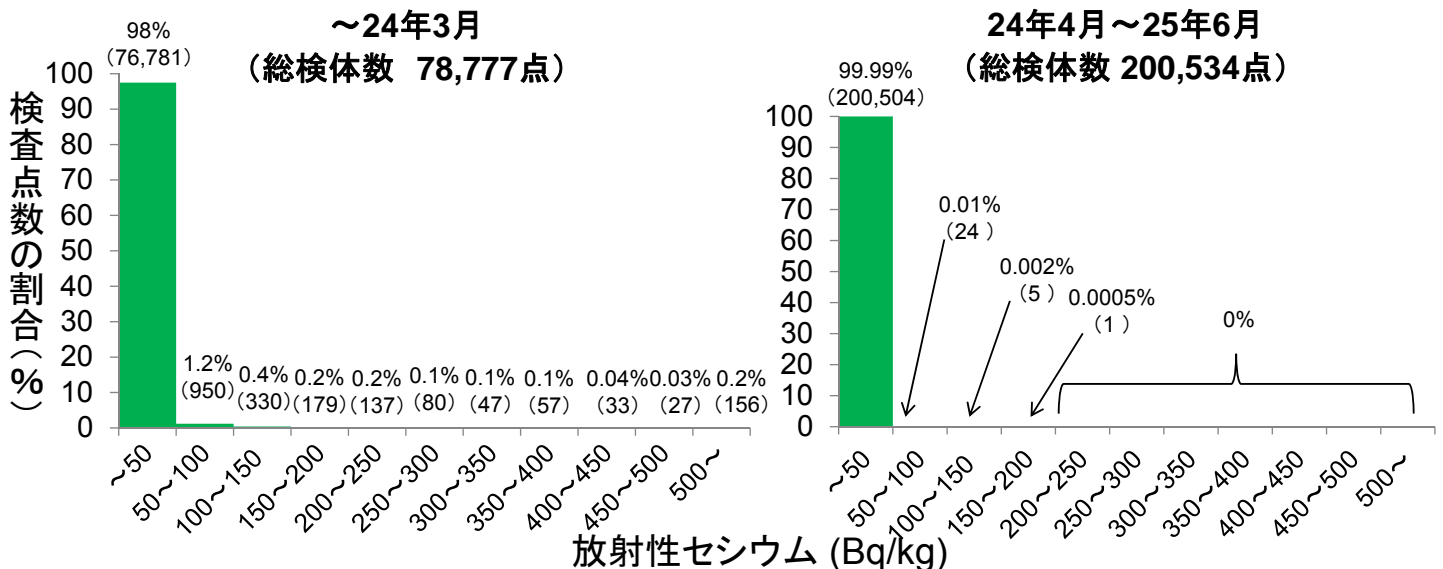
- 原発事故当初に200 Bq/kgを超過したものがみられたが、23年4月以降は全て50 Bq/kg以下。
- 24年度以降は全て基準値以下。



(注)・平成25年6月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
 ・検出下限値以下は25 Bq/kg以下として集計。

牛肉の検査結果（～平成25年6月）

- 23年度は、高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の給与により100 Bq/kg超過がみられた。
- 24年度以降は100 Bq/kg超の割合は大幅に低下。

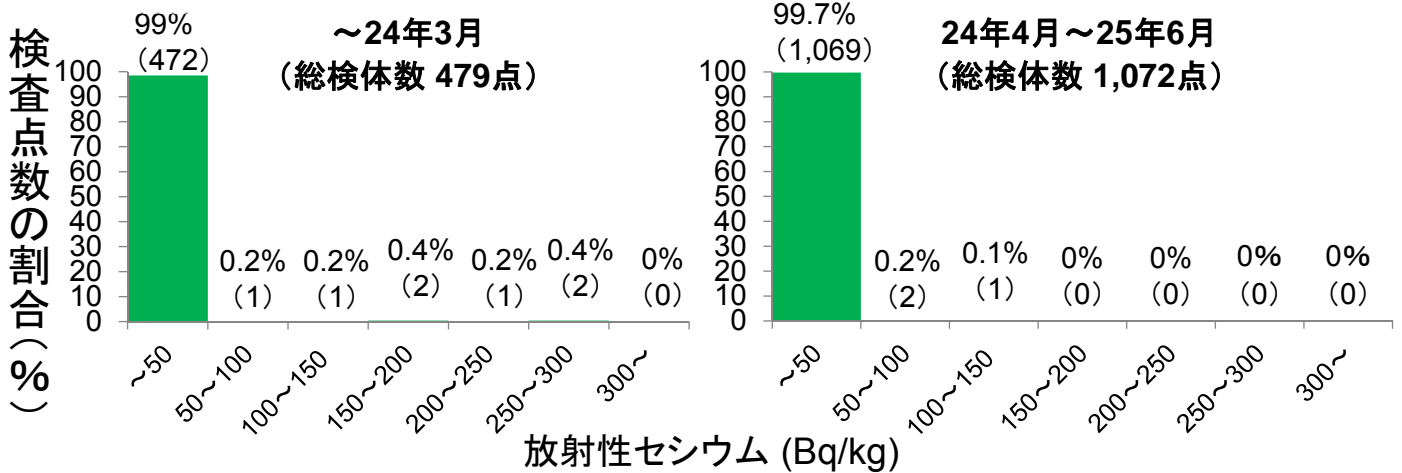


(注)・平成25年6月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
 ・検出下限値以下は50 Bq/kg以下として集計。

豚肉・鶏肉・卵の検査結果①(～平成25年6月)

- 豚、鶏はトウモロコシ等の輸入飼料への依存度が高く、これまで検査した豚肉・鶏肉・卵については23年度から大部分(99%)が100 Bq/kg以下。

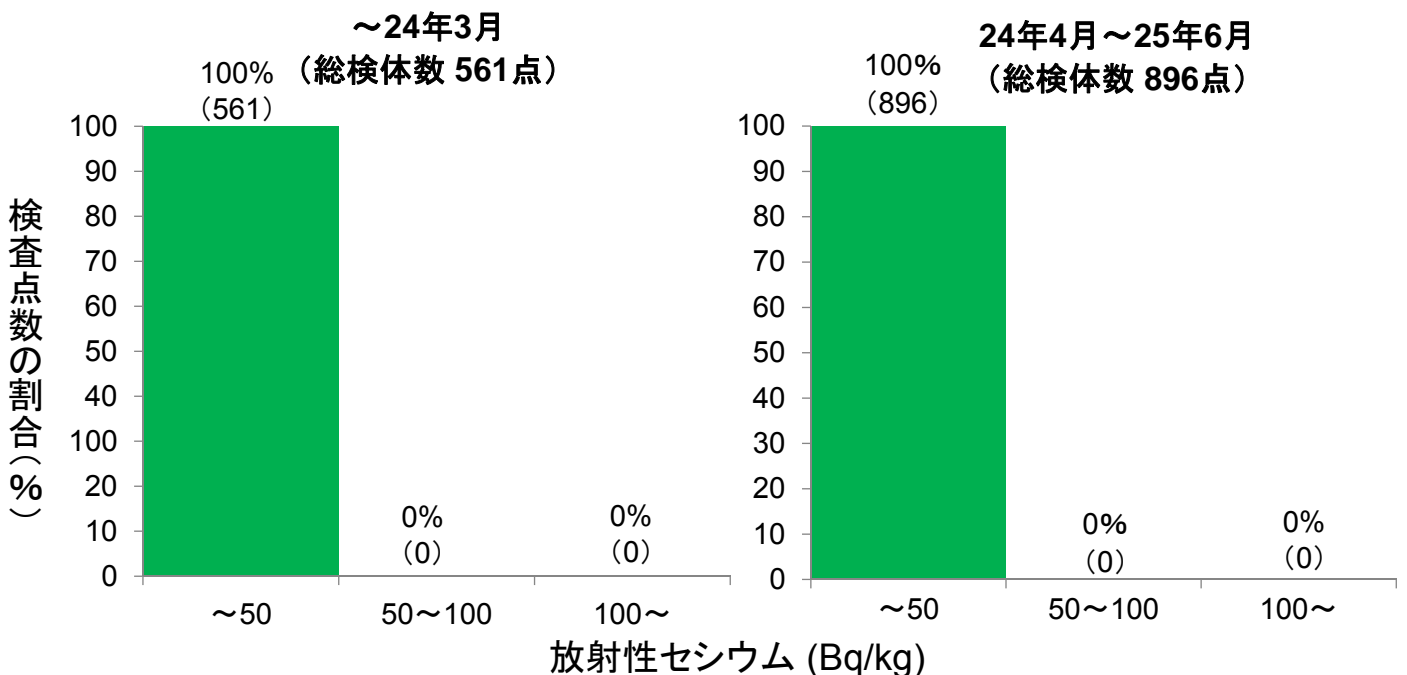
豚肉



(注)・平成25年6月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値以下は50 Bq/kg以下として集計。

豚肉・鶏肉・卵の検査結果②(～平成25年6月)

鶏肉・卵



(注)・平成25年6月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値以下は50 Bq/kg以下として集計。

各品目の対応 (4) 特用林産物(きのこ等)

39

きのこ等の特用林産物の安全確保

- 安全な生産資材の導入、放射性物質による汚染の軽減
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

具体的な取組

1. 安全なきのこ原木の確保
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きのこ原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
3. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
4. ホームページ、パンフレットによる情報発信、
巡回指導



40

(参考)きのこ原木等の当面の指標値

- きのこ原木や菌床などは全国に流通する可能性。
- 安全なきのこを供給するため、きのこ原木・菌床などの安全基準として当面の指標値を設定。
- 指標値の設定後に新たに得られた調査結果及び食品中の放射性物質に関する新たな基準値に適合するように、指標値を改正。

改正前		改正後(H24.4月～)	
きのこ原木	150 Bq/kg	きのこ原木及びほだ木	50 Bq/kg
菌床用培地		菌床用培地及び菌床	200 Bq/kg

ほだ木:きのこ原木にきのこの菌を植えたもの

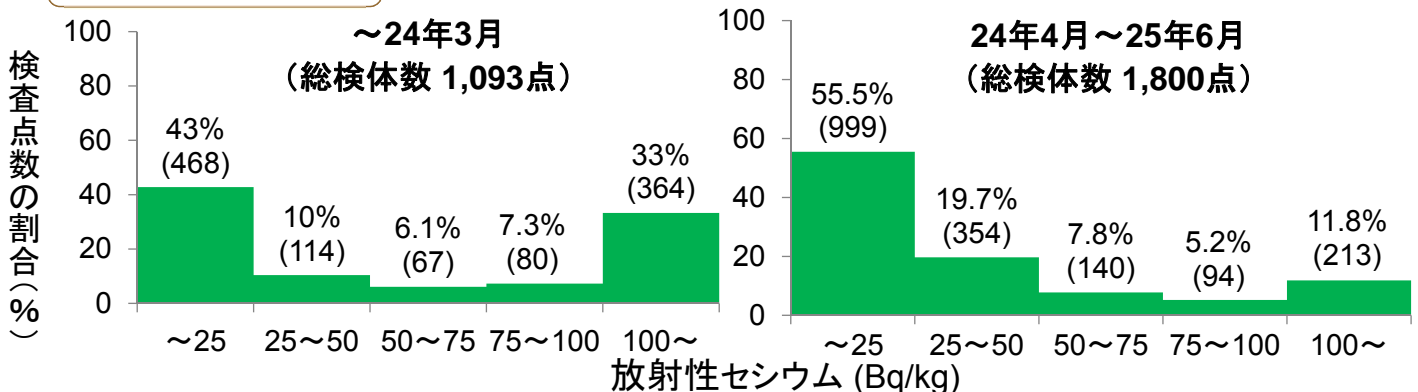
菌床:おが粉や栄養材等を混合した培地にきのこの菌を植えたもの

41

しいたけの検査結果①(～平成25年6月)

- 原木しいたけでは基準値を超えたものがある一方、菌床しいたけで24年度以降に基準値を超過したものは無い。
- 出荷制限指示(平成25年6月30日時点)
 - 原木しいたけ(露地栽培) : 6県(93市町村)
 - 原木しいたけ(施設栽培) : 4県(18市町)

原木しいたけ



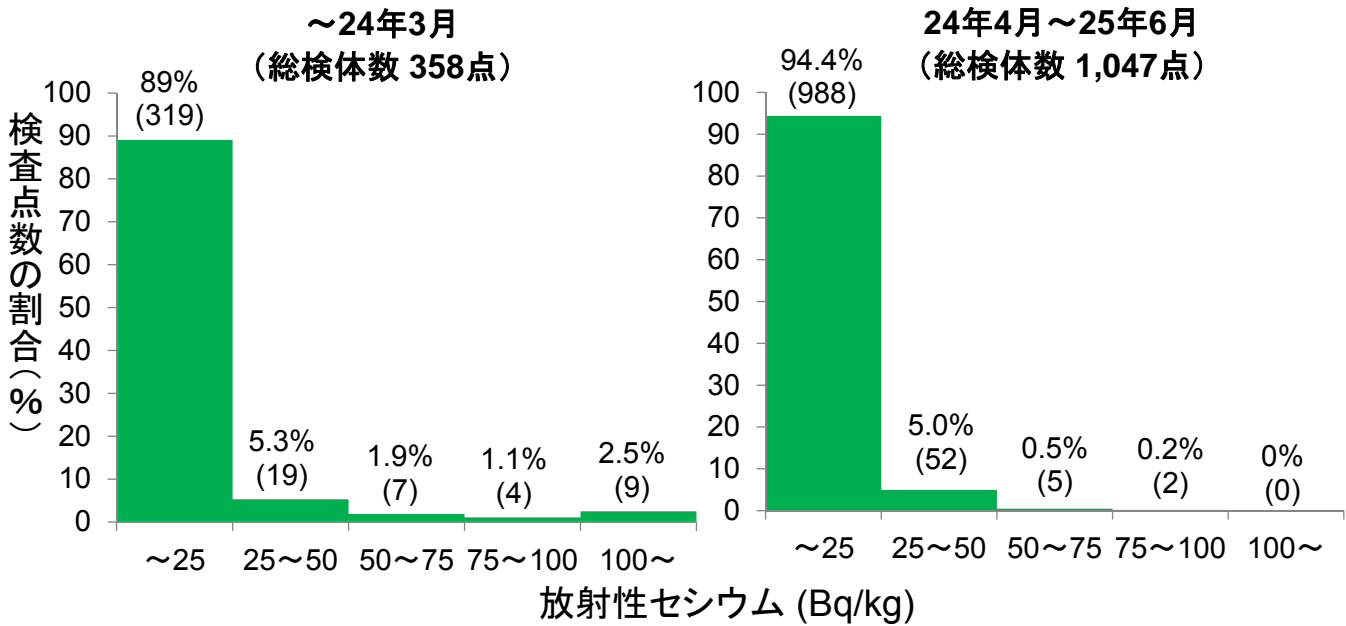
(注)・平成25年6月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値以下は25 Bq/kg以下として集計。

42

しいたけの検査結果②(～平成25年6月)

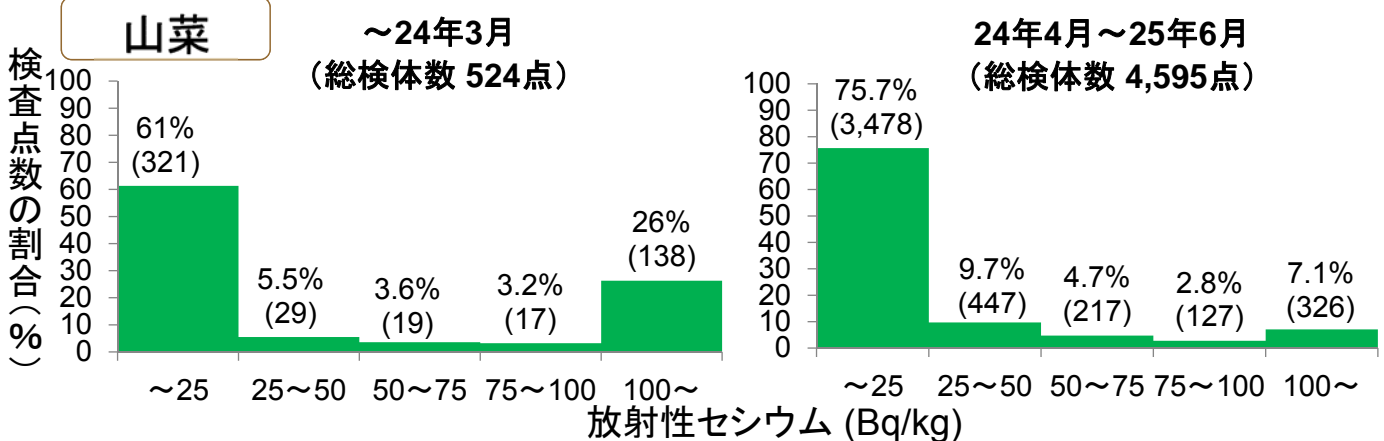
菌床しいたけ



(注) ・平成25年6月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
 ・検出下限値以下は25 Bq/kg以下として集計。

山菜等の検査結果(～平成25年6月)

- ・ 山菜や野生きのこでは、24年度以降も基準値を超えたものがある。
- ・ 出荷制限指示(平成25年6月30日時点)
 - ・ 山菜(たけのこ・くさそてつ等)： 6県(109市町村)
 - ・ 野生きのこ： 10県(93市町村)

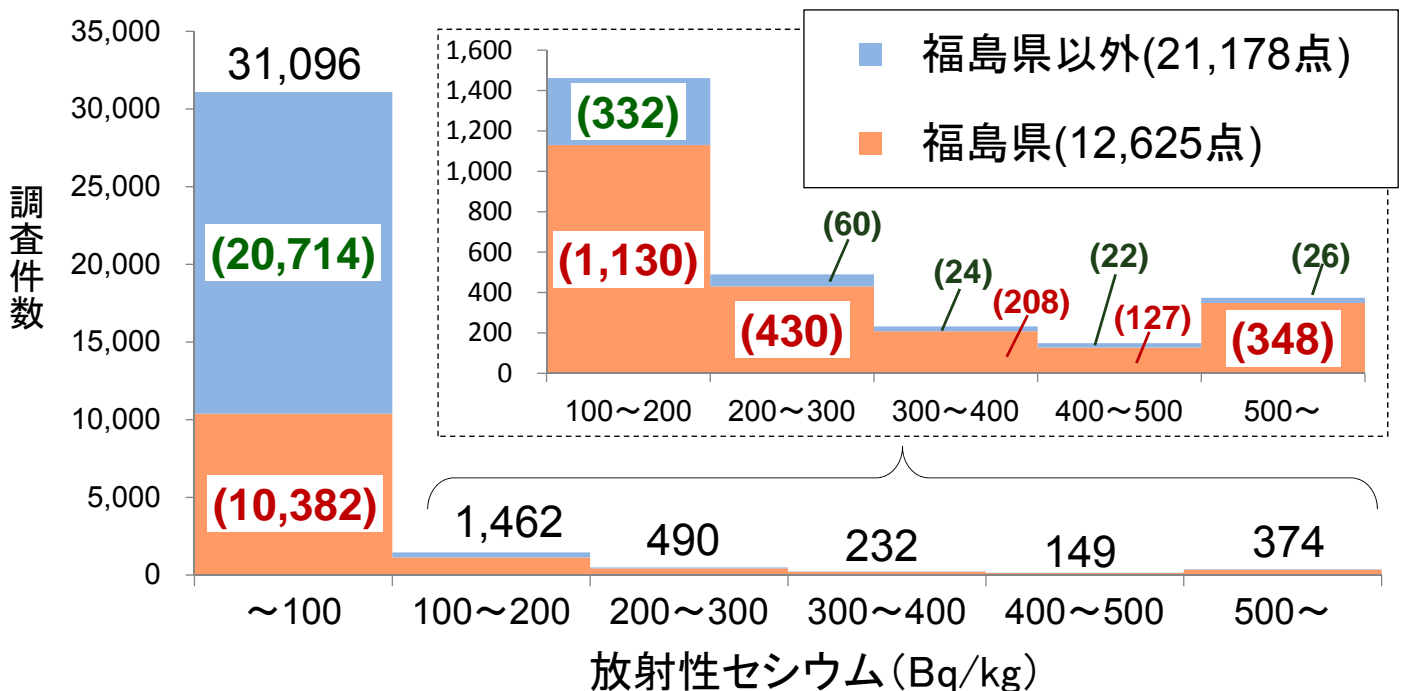


(注) ・平成25年6月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
 ・検出下限値以下は25 Bq/kg以下として集計。

各品目の対応 (5) 水産物

水産物の検査結果(全国: 33,803点)

33,803点中31,096点(92.0%)の放射性セシウム濃度が基準値以下



(注) 平成23年3月24日～平成25年6月30日までの検査結果を水産庁にて集計。

水産物の調査の考え方

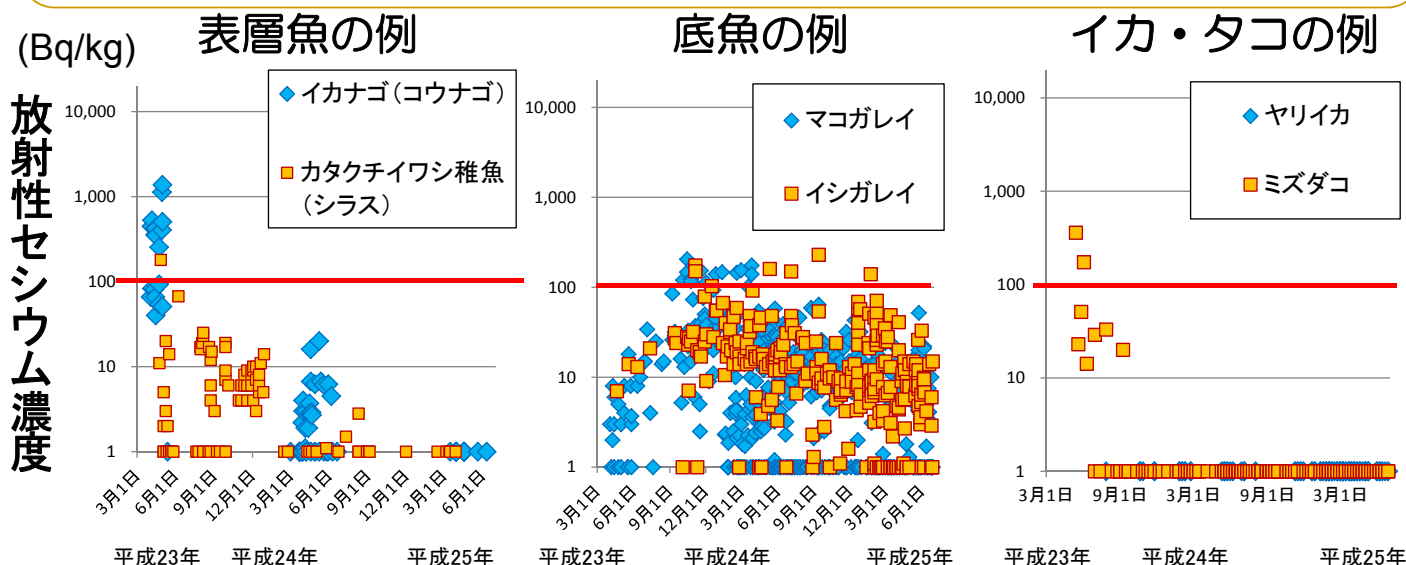
- 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加など調査を強化
 - ・50 Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
 - ・近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例:コウナゴ、スズキ、カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港で検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。
回遊性魚種 (例:カツオ、イワシ・サバ類、サンマ等)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域毎の主要水揚港で検体採取。
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

(注) 平成25年6月30日現在

魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向

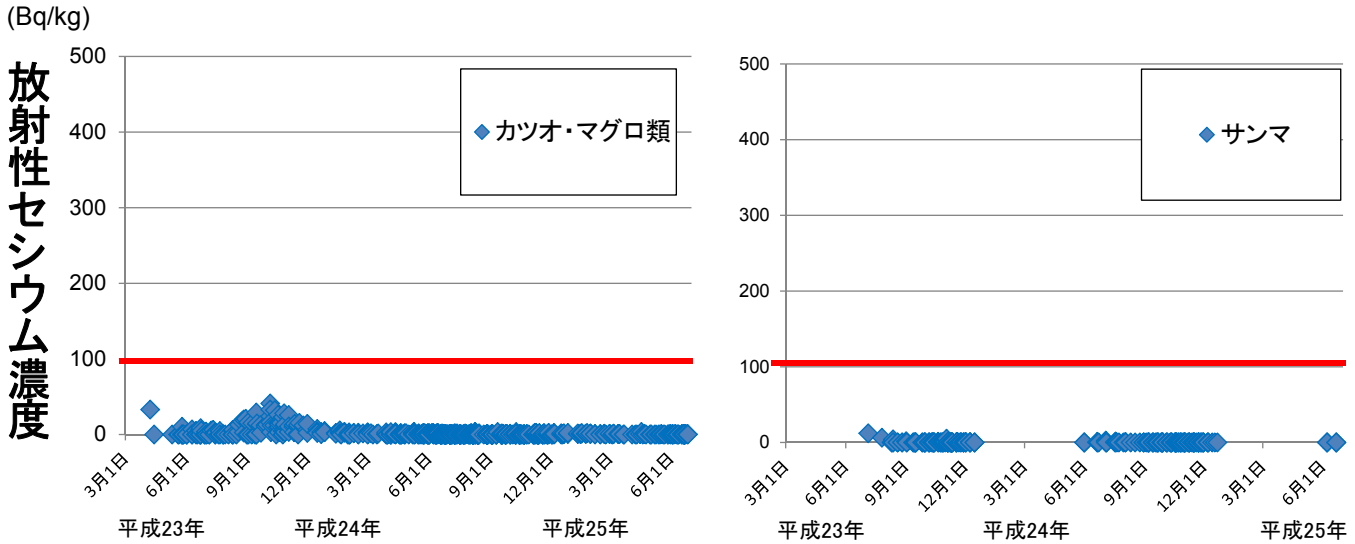
- シラス等の表層魚：時間の経過とともに基準値を下回る
 - カレイ等の底魚：現在でも基準値を上回る魚種が存在する
 - イカ・タコ、エビ・カニ、海藻類：基準値を下回る
- 生息域の環境や食性等が品目毎の傾向に関係



(注) 平成23年3月24日～平成25年6月30日までの検査結果を水産庁にて集計。

魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向(回遊性魚種)

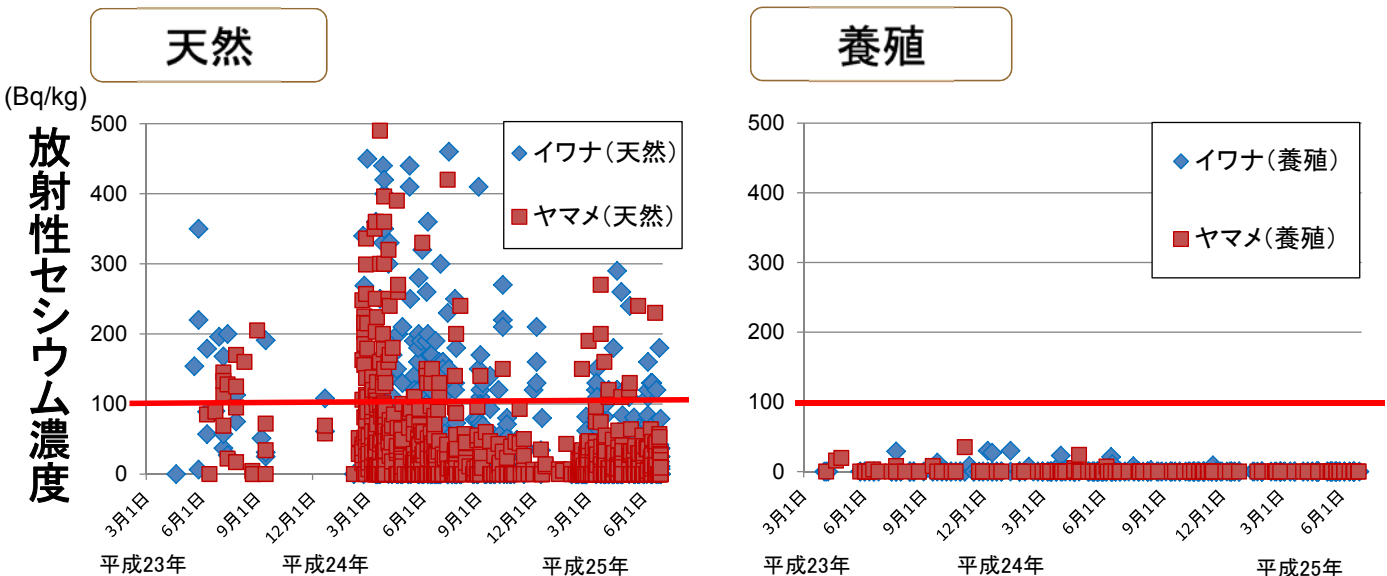
○カツオ、マグロ及びサンマなどの回遊性魚種については、平成23年度から全て100 Bq/kg以下



(注) 平成23年3月24日～平成25年6月30日までの検査結果を水産庁にて集計。

魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向(内水面魚種)

○イワナ及びヤマメについては、一部地域の天然魚では基準値超えが見られる一方、養殖魚ではすべて100 Bq/kg以下



(注) 平成23年3月24日～平成25年6月30日までの検査結果を水産庁にて集計。

水産物に関する出荷制限(福島県)

食品の基準値を超えた品目について、地域的な広がりがある場合、原災本部長が関係都道府県知事に対し出荷制限等を指示

摂取・出荷制限

海面	内水面
—	ヤマメ(新田川)

出荷制限

海面	内水面
ヒラメ等41魚種 (福島県沖)	アユ・イワナ・ウグイ・コイ・フナ・ ヤマメ・ウナギ(一部の河川等)

(注) 平成25年6月30日現在

51

水産物に関する出荷制限(福島県以外)

出荷制限

	海面	内水面
岩手	スズキ・クロダイ・ヒラメ (岩手・宮城県境の正東線以南)	イワナ・ウグイ(一部の河川等)
宮城	スズキ・クロダイ(宮城県沖)、 ヒガンフグ(金華山以南の宮城県沖) ヒラメ(金華山以北の宮城県沖)	アユ、イワナ・ウグイ・ヤマメ (一部の河川等)
茨城	シロメバル・スズキ・ニベ・コモンカス ベ・マダラ(茨城県沖)、イシガレイ・ヒ ラメ(北緯36度38分以上の茨城県沖)	アメリカナマズ・ウナギ・ギン ブナ(一部の河川等)
栃木	—	イワナ(一部の河川等)
群馬	—	イワナ・ヤマメ(一部の河川 等)
千葉	—	ギンブナ(手賀沼)

(注) 平成25年6月30日現在

52

水産物に関する自主規制

○ 福島県、宮城県、茨城県は、食品の基準値(100Bq/kg)を超える恐れのある水産物の出荷を控えるため、自主規制を実施

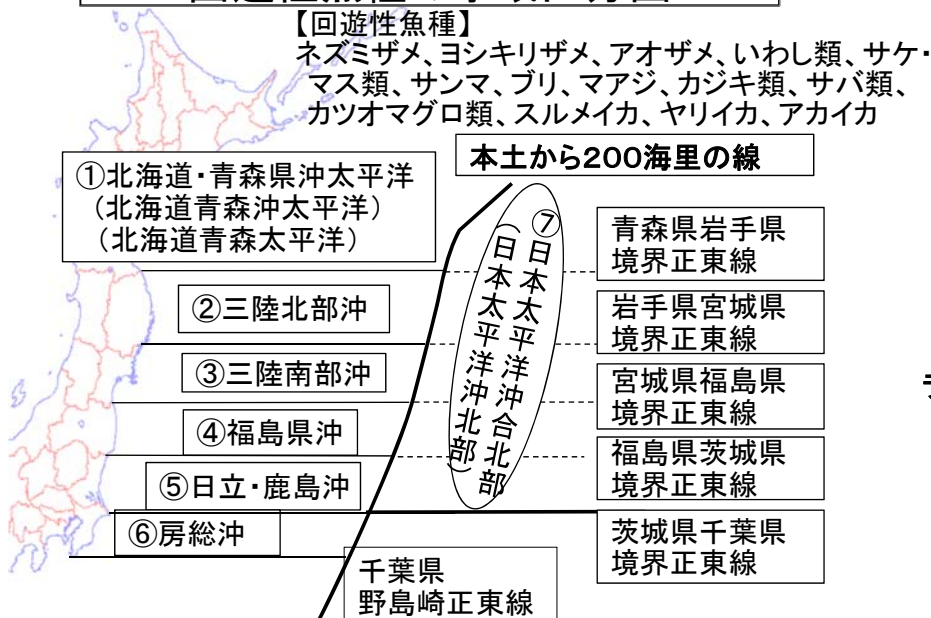
福島	福島県沖では全ての沿岸漁業及び底びき網漁業で操業を自粛(ただし、ミズダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、ズワイガニ、沖合性のツブ貝(シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ)、キチジ、アオメエソ(メヒカリ)、ミギガレイ(ニクモチ)、ユメカサゴ、ヤナギムシガレイ及びコウナゴ(イカナゴの稚魚)を対象とした試験操業を除く。)
茨城	海域別にアイナメ、クロメバル及びキツネメバル等の生産自粛
千葉	銚子・九十九里沖でスズキの出荷自粛

(注) 平成25年6月30日現在

消費者への原産地情報の提供

○ 平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。

回遊性魚種の水域区分図



表示の例

